

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の日)

鳥取県条例第四十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「三十年以内」を「三十五年以内」に改め、同項第一号中「八万円」を「十万円」に改める。

第八条第三項中「二千二百円」を「二千四百円」に、「六百円」を「八百円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第十条第二項第一号中「二千八百円」を「四千円」に、「千四百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「九百円」を「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満である職員にあつては千円、その他の職員にあつては千五百円」に、「人事委員会規則で定める公署に勤務する職員」を「その他の職員のうち、人事委員会規則で定める公署に勤務する者」に、「千四百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千八百円」を「四千円」に、「千四百円」を「二千円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

目次

◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

条 例

別表第一 行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 104,300	円 —	円 —	円 —	円 51,700	円 45,300	円 —
2	109,000	91,900	76,900	63,800	54,500	47,200	36,300
3	113,900	95,800	80,400	66,800	57,300	49,300	37,500
4	118,900	99,700	83,900	69,800	60,200	51,600	38,700
5	123,900	103,600	87,400	72,900	63,100	53,900	39,900
6	128,900	107,600	90,900	76,000	66,000	56,200	41,600
7	133,900	111,600	94,700	79,200	68,700	58,500	43,400
8	138,900	115,600	98,500	82,400	71,400	60,800	45,200
9	143,900	119,600	102,300	85,700	73,900	62,800	46,500
10	148,400	123,600	106,100	89,000	76,400	64,800	47,800
11	152,900	127,600	109,900	92,300	78,900	66,600	49,000
12	156,700	131,000	113,700	95,500	81,400	68,400	50,200
13	160,000	134,400	117,000	98,700	83,900	70,200	51,300
14	162,600	137,800	120,300	101,600	86,100	71,500	52,400
15	165,200	140,100	123,000	104,100	88,300	72,700	53,400
16	167,800	142,400	125,700	106,100	89,800	73,700	54,300
17		144,600	127,800	107,800	91,100	74,700	55,200
18		146,800	129,900	109,200	92,400	75,700	
19			131,900	110,600	93,600	76,700	
20			133,900	111,900	94,800		
21				113,200	96,000		
22				114,500			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	—	51,300	45,100	—
2	101,000	86,400	65,800	54,000	46,900	41,900
3	105,000	89,900	69,000	56,700	48,900	43,300
4	109,000	93,400	72,200	59,600	51,300	45,100
5	113,000	97,200	75,400	62,500	53,900	46,900
6	117,000	101,000	78,600	65,400	56,500	48,900
7	121,000	104,900	81,900	68,300	59,200	51,300
8	125,000	108,800	85,300	71,200	62,000	53,800
9	129,000	112,600	88,700	74,100	64,800	56,300
10	133,000	116,400	92,100	77,000	67,600	58,900
11	137,000	120,200	95,500	79,900	70,400	61,500
12	140,500	124,000	98,900	82,800	73,200	64,200
13	144,000	127,400	102,300	85,700	76,000	66,900
14	147,500	130,800	105,700	88,600	78,800	69,600
15	149,800	133,600	108,700	91,500	81,500	72,300
16	152,100	136,400	111,700	94,400	84,200	74,900
17	154,300	138,700	114,300	97,300	86,900	77,500
18	156,500	141,000	116,900	100,200	89,600	80,100
19		143,000	119,400	103,000	92,300	82,700
20		145,000	121,100	105,700	95,000	85,300
21		147,000	122,800	108,200	97,700	87,900
22			124,400	110,700	100,200	90,500
23			126,000	112,500	102,700	93,000
24			127,600	114,200	105,200	95,500
25				115,800	107,600	97,900
26				117,300	109,300	100,300
27				118,800	111,000	102,700
28					112,500	104,500
29					114,000	106,200
30						107,900
31						109,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	46,700	—
2	89,500	49,600	38,700
3	93,200	52,000	39,900
4	96,900	54,500	41,100
5	100,600	57,000	43,200
6	104,300	59,500	45,500
7	108,400	62,100	47,900
8	112,500	64,700	50,200
9	116,600	67,300	52,600
10	120,700	69,900	55,100
11	124,800	73,000	57,600
12	128,900	76,200	60,200
13	132,800	79,400	62,800
14	136,600	82,600	65,400
15	140,400	85,800	68,000
16	144,200	89,100	70,600
17	148,000	92,600	73,200
18	151,500	96,200	75,700
19	155,000	99,800	78,200
20	158,500	103,300	80,500
21	162,000	106,800	82,800
22	165,200	110,300	85,100
23	168,400	113,800	87,400
24	171,200	117,100	89,300
25	174,000	120,400	91,200
26	176,800	123,300	93,100
27		126,200	94,700
28		128,800	96,300
29		131,400	97,900
30		133,600	99,300
31		135,800	100,700
32		138,000	102,100
33		140,100	103,400
34		142,200	104,700
35		143,900	106,000
36		145,600	107,200
37		147,300	108,400
38		149,000	
39		150,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表 (二)

職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	41,100	—
2	75,300	43,800	38,700
3	78,500	46,700	39,900
4	81,700	49,600	41,100
5	85,100	51,900	43,200
6	88,600	54,300	45,500
7	92,100	56,700	47,900
8	95,600	59,100	50,200
9	99,100	61,600	52,500
10	102,600	64,100	54,800
11	106,000	66,600	57,100
12	109,400	69,200	59,300
13	112,800	72,200	61,500
14	116,100	75,300	63,700
15	119,400	78,400	65,800
16	122,400	81,500	67,900
17	125,300	84,700	70,000
18	127,900	88,000	72,100
19	130,500	91,400	73,900
20	132,800	94,800	75,700
21	135,100	98,200	77,000
22	137,300	101,200	78,300
23	139,500	103,700	79,600
24	141,600	106,100	80,700
25	143,300	108,000	81,800
26	145,000	109,900	82,900
27	146,700	111,800	84,000
28	148,400	113,700	
29	150,100	115,600	
30		117,400	
31		119,200	
32		120,800	
33		122,400	
34		124,000	
35		125,500	
36		127,000	
37		128,400	
38		129,800	
39		131,200	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	46,400	39,900
2	—	—	48,600	41,800
3	—	—	51,000	43,700
4	108,200	75,400	54,000	45,600
5	113,100	79,300	57,000	47,600
6	118,000	83,200	60,100	49,800
7	123,000	87,200	63,200	52,400
8	128,000	91,200	66,400	55,100
9	133,400	95,100	69,600	58,000
10	138,800	99,000	72,800	61,000
11	144,200	102,800	76,000	64,000
12	150,000	106,600	79,200	67,000
13	155,800	110,400	82,400	70,000
14	161,600	113,800	85,600	73,000
15	167,400	117,200	88,800	75,700
16	173,000	120,400	92,000	78,300
17	178,600	123,300	95,200	80,700
18	184,200	125,900	98,100	83,100
19	189,200	128,200	101,000	85,500
20	194,200	130,500	103,900	87,600
21	198,800	132,600	106,700	89,400
22	202,900	134,700	108,700	91,200
23	207,000	136,800	110,700	92,800
24	210,000	138,900	112,700	94,200
25	213,000	141,000	114,500	95,500
26		142,900	116,300	96,800
27		144,800	118,100	
28		146,700		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	138,300 ^円	103,200 ^円	— ^円	60,000 ^円
2	143,400	108,000	89,100	63,700
3	148,500	112,800	93,600	67,400
4	153,600	117,900	98,400	71,100
5	158,700	123,000	103,200	75,600
6	163,600	128,100	108,000	80,100
7	168,500	133,200	112,800	84,600
8	173,200	138,300	117,700	89,100
9	177,900	143,400	122,600	93,600
10	182,600	148,500	127,500	98,100
11	187,300	153,600	132,400	102,600
12	191,900	158,000	136,500	106,200
13	196,500	162,400	140,600	109,800
14	201,100	166,800	144,300	113,200
15	205,100	171,200	147,700	116,600
16	209,100	174,800	151,100	120,000
17	213,100	178,400	154,500	123,400
18	216,100	182,000	157,900	126,800
19	219,100	185,000	160,600	129,100
20		188,000	163,300	131,400
21		190,500	165,400	133,100
22		193,000	167,500	134,800
23		195,500	169,400	136,500
24			171,300	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	108,100	80,100	58,100	46,300	40,000	—
2	113,100	83,800	61,100	48,200	41,900	37,500
3	118,100	87,500	64,100	50,400	43,800	38,700
4	123,200	91,200	67,100	52,600	45,700	39,900
5	128,300	95,200	70,100	55,100	47,600	41,600
6	133,400	99,200	73,100	57,600	49,800	43,400
7	138,500	103,200	76,100	60,400	52,000	45,200
8	143,500	107,100	79,300	63,200	54,200	46,600
9	148,100	110,900	82,500	66,000	56,400	47,800
10	152,700	114,700	85,800	68,700	58,600	48,800
11	156,700	117,900	89,100	71,400	60,800	49,800
12	160,300	121,100	92,400	73,900	62,800	50,700
13	163,100	123,900	95,600	76,400	64,800	51,600
14	165,700	126,700	98,800	78,900	66,600	
15	168,300	128,900	101,600	81,400	68,400	
16	170,800	131,100	104,400	83,900	70,200	
17	173,300	133,200	106,500	86,100	71,500	
18		135,300	108,400	88,300	72,700	
19		137,300	109,900	89,800	73,700	
20		139,300	111,400	91,100	74,700	
21			112,800	92,300		
22			114,200	93,500		
23			115,600			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	91,200	69,700	58,400	44,100	38,200
2	94,800	72,600	61,100	46,100	39,600
3	98,400	75,500	63,800	48,100	41,000
4	102,000	78,500	66,500	50,100	42,400
5	105,700	81,600	69,200	52,100	44,100
6	109,400	84,700	71,900	54,100	46,000
7	113,100	87,800	74,600	56,200	48,000
8	116,800	90,900	77,400	58,300	50,000
9	120,300	94,000	80,200	60,400	52,000
10	123,800	97,100	82,900	62,500	54,000
11	127,100	100,200	85,500	64,600	56,000
12	130,400	103,200	88,100	66,700	58,000
13	133,700	106,000	90,700	68,800	60,000
14	136,300	108,800	93,000	70,900	62,000
15	138,600	111,200	95,300	73,000	64,000
16	140,900	113,600	97,300	74,500	65,800
17	142,900	116,000	99,100	76,000	67,500
18	144,900	117,800	100,900	77,500	68,800
19	146,900	119,600	102,600	79,000	70,100
20		121,300	103,900	80,500	71,100
21		122,900	105,200	81,800	72,100
22		124,500	106,500	83,000	73,100
23		126,000	107,800	84,000	74,100
24		127,300	109,100	85,000	
25		128,600		86,000	
26		129,900		87,000	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「三百円」を「三百五十円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に改める。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「二百五十円」を「三百円」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,900	104,300	—	—	—	51,700	45,300	—
2	144,400	109,000	91,900	76,900	63,800	54,500	47,200	36,300
3	150,900	113,900	95,800	80,400	66,800	57,300	49,300	37,500
4	157,500	118,900	99,700	83,900	69,800	60,200	51,600	38,700
5	164,100	123,900	103,600	87,400	72,900	63,100	53,900	39,900
6	170,700	128,900	107,600	90,900	76,000	66,000	56,200	41,600
7	177,300	133,900	111,600	94,700	79,200	68,700	58,500	43,400
8	183,900	138,900	115,600	98,500	82,400	71,400	60,800	45,200
9	190,500	143,900	119,600	102,300	85,700	73,900	62,800	46,500
10	197,100	148,400	123,600	106,100	89,000	76,400	64,800	47,800
11	202,000	152,900	127,600	109,900	92,300	78,900	66,600	49,000
12	205,800	156,700	131,000	113,700	95,500	81,400	68,400	50,200
13	209,600	160,000	134,400	117,000	98,700	83,900	70,200	51,300
14	212,600	162,600	137,800	120,300	101,600	86,100	71,500	52,400
15	215,600	165,200	140,100	123,000	104,100	88,300	72,700	53,400
16		167,800	142,400	125,700	106,100	89,800	73,700	54,300
17			144,600	127,800	107,800	91,100	74,700	55,200
18			146,800	129,900	109,200	92,400	75,700	
19				131,900	110,600	93,600	76,700	
20				133,900	111,900	94,800		
21					113,200	96,000		
22					114,500			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条並びに附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十四項までの規定は、昭和四十八年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、昭和四十七年四月一日から、第二条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の特勤条例」という。)及び第三条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の警察特勤条例」という。)の規定は、昭和四十七年九月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の

定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(特定の職務の等級の切替え)

6 昭和四十八年一月一日(以下「特定切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が行政職給料表の等級である職員の特定切替日における職務の等級は、人事委員会が定めるところにより、特一等級又は一等級とする。

(特定の号給の切替え等)

7 前項の規定により特定切替日における職務の等級が特一等級となる職員の特定切替日における号給は、人事委員会が定める号給とし、前項の規定により特定切替日における職務の等級が一等級となる職員の特定切替日における号給は、特定切替日の前日においてその者の受ける号給と同じ号給とする。

8 前項の規定により特定切替日における号給を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第六項の規定の適用については、特定切替日の前日においてその者の受ける号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を特定切替日における号給を受ける期間に

00291

通算する。

(旧号給等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の給与条例又は第四条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例又は第四条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及びこれらに基づく人事委員会の定めに従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

10 改正前の給与条例の規定、第二条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定及び第三条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定、改正後の特勤条例の規定及び改正後の警察特勤条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

12 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「一等級」を「特一等級」に改める。

(教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例の一部改正)

13 教育長の給与、勤務時間及び旅費に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「一等級」を「特一等級」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

14 職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号及び第四号中「一等級」を「特一等級」に改め、同項第五号中「一等級」を「特一等級又は一等級」に改める。

第十五条第一項第一号、第二号及び第五号中「一等級」を「特一等級」に改め、同項第六号中「一等級」を「特一等級又は一等級」に改める。

別表中「一等級」を「特一等級又は一等級」に改める。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「二百五十円」を「三百五十円」に、「二百円」を「二百八十円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	51,700	36,300	—
2	91,900	54,500	37,500	33,300
3	95,800	57,300	38,700	34,400
4	99,700	60,200	39,900	35,500
5	103,600	63,100	41,600	36,300
6	107,600	66,000	43,400	37,500
7	111,600	68,700	45,300	38,700
8	115,600	71,400	47,200	39,900
9	119,600	73,900	49,300	41,600
10	123,600	79,200	51,600	43,400
11	127,600	82,400	53,900	45,200
12	131,000	85,700	56,200	46,500
13	134,400	89,000	58,500	49,300
14	137,800	94,700	60,800	51,600
15	140,100	98,500	66,000	53,900
16	142,400	102,300	68,700	56,200
17	144,600	106,100	71,400	58,500
18	146,800	109,900	73,900	60,800
19		113,700	76,400	66,000
20		117,000	82,400	68,700
21		120,300	85,700	71,400
22		123,000	89,000	73,900
23		125,700	92,300	76,400
24		127,800	95,500	78,900
25		129,900	98,700	81,400
26		131,900	101,600	83,900
27		133,900	104,100	86,100
28			106,100	88,300
29			107,800	89,800
30			109,200	91,100
31			110,600	92,400
32			111,900	93,600
33			113,200	94,800
34			114,500	96,000

別表第三中

三二、一〇〇円

を

三七、五〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一及び別表第三の規定は昭和四十七年四月一日から、改正後の規則第五条第八項の規定は昭和四十七年九月一日から適用する。
(給与の内払)
- 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の表中

三九、五〇〇円
三四、四〇〇円
三二、一〇〇円

を

四五、三〇〇円
三九、九〇〇円
三七、五〇〇円

に

改め、同表の二の表中

四一、四〇〇円
三九、五〇〇円

を

四七、二〇〇円
四五、三〇〇円

に

改める。

別表第五の表中

三六、二〇〇円

を

四一、九〇〇円

に改め

る。

別表第六の表中

六〇、四〇〇円
五〇、七〇〇円
四三、八〇〇円
三五、六〇〇円
四二、一〇〇円
三五、六〇〇円
三五、六〇〇円
三三、二〇〇円

を

六七、三〇〇円
五七、〇〇〇円
四九、六〇〇円
四一、一〇〇円
四七、九〇〇円
四一、一〇〇円
三八、七〇〇円

に改め、

三三、二〇〇円
三四、四〇〇円
三三、二〇〇円
三二、一〇〇円
四〇、五〇〇円
三四、四〇〇円
三二、一〇〇円

三八、七〇〇円
四〇、〇〇〇円
三八、七〇〇円
三七、五〇〇円
四六、三〇〇円
四〇、〇〇〇円
三七、五〇〇円

四一、九〇〇円
四〇、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
三八、二〇〇円
三二、八〇〇円

四八、一〇〇円
四六、一〇〇円
四六、一〇〇円
四四、一〇〇円
三八、二〇〇円

別表第十一の表中
を
に改め、

別表第十三

調整号給表

職務の等級 給料表	調整号給表						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表		一〇号給	一五号給	一四号給	一四号給	一一号給	九号給
公安職給料表	一六号給	一五号給	一四号給	二三号給	二七号給		
教育職給料表(一)		二五号給	一八号給				
教育職給料表(二)		二五号給	二三号給				
研究職給料表		一五号給	二二号給	一五号給			
医療職給料表(一)		一八号給	一五号給	一五号給			
医療職給料表(二)	一一号給	一四号給	一四号給	一二号給	一〇号給		
医療職給料表(三)	一四号給	一三号給	一三号給	一八号給			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「二十万八千円」を「二十四万三千円」に、「一万七千三百三十四円」を「二万二千五百十円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用する。

（経過措置）

2 昭和四十七年十一月十三日から施行日の前日までの間において改正後の第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となる職員に対する職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第九条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する届出が施行日から十五日を経過するまでの間になされた場合に限り、同条第二項中「事実が生じた日」とあるのは「当該支給該当者となつた日」と、「これに係る事実の生じた日」とあるのは「施行日」とする。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「職務の等級二等級、三等級及び四等級」を「適用を受ける職員」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「三十二年」を「三十七年」に改める。

第五条第一項中「三十年」を「三十五年」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第二条に規定する職又は同条第二項若しくは第三項に規定する職の属する職務の等級より上位の職務の等級に属する職（管理職手当指定職を除く。）である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

第五条の二中「五年」を「十年」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職員の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号及び第7号の職員並びに第4条第6号の職員	第3条第8号から第11号までの職員及び第4条第7号の職員
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となった日から1年間	100,000 円	90,000 円	80,000 円	60,000 円	45,000 円	2,500 円	1,000 円
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000	2,000	700
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000	1,500	400
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000	1,000	
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000	500	
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	100,000	90,000	80,000	60,000	45,000		
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	96,000	86,400	76,800	57,600	43,200		

113	112の期間が満了する日の翌日から1年間	92,000	82,800	73,600	55,200	41,400		
114	113の期間が満了する日の翌日から1年間	88,000	79,200	70,400	52,800	39,600		
115	114の期間が満了する日の翌日から1年間	84,000	75,600	67,200	50,400	37,800		
116	115の期間が満了する日の翌日から1年間	80,000	72,000	64,000	48,000	36,000		
117	116の期間が満了する日の翌日から1年間	76,000	68,400	60,800	45,600	34,200		
118	117の期間が満了する日の翌日から1年間	72,000	64,800	57,600	43,200	32,400		
119	118の期間が満了する日の翌日から1年間	68,000	61,200	54,400	40,800	30,600		
120	119の期間が満了する日の翌日から1年間	64,000	57,600	51,200	38,400	28,800		
121	120の期間が満了する日の翌日から1年間	60,000	54,000	48,000	36,000	27,000		
122	121の期間が満了する日の翌日から1年間	56,000	50,400	44,800	33,600	25,200		
123	122の期間が満了する日の翌日から1年間	52,000	46,800	41,600	31,200	23,400		
124	123の期間が満了する日の翌日から1年間	48,000	43,200	38,400	28,800	21,600		
125	124の期間が満了する日の翌日から1年間	44,000	39,600	35,200	26,400	19,800		
126	125の期間が満了する日の翌日から1年間	40,000	36,000	32,000	24,000	18,000		
127	126の期間が満了する日の翌日から1年間	36,000	32,400	28,800	21,600	16,200		
128	127の期間が満了する日の翌日から1年間	32,000	28,800	25,600	19,200	14,400		

00299

29 28の期間が満了する日の翌日から1年間	28,000	25,200	22,400	16,800	12,600		
30 29の期間が満了する日の翌日から1年間	24,000	21,600	19,200	14,400	10,800		
31 30の期間が満了する日の翌日から1年間	20,000	18,000	16,000	12,000	9,000		
32 31の期間が満了する日の翌日から1年間	16,000	14,400	12,800	9,600	7,200		
33 32の期間が満了する日の翌日から1年間	12,000	10,800	9,600	7,200	5,400		
34 33の期間が満了する日の翌日から1年間	8,000	7,200	6,400	4,800	3,600		
35 34の期間が満了する日の翌日から1年間	4,000	3,600	3,200	2,400	1,800		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第九条及び第九条の二に規定する自転車等を使用する距離」を「同条及びこの規則に規定する自転車等の使用距離」に改める。

第九条第二項各号列記以外の部分中「自転車等を使用する距離」を「自転車等の使用距離」に改める。

第九条の二各号を次のように改める。

一 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤す

ることが著しく困難である職員 運賃等相当額及び給与条例第十条第二項第二号に掲げる額の合計額(その額が四千元をこえるときは、その額と四千元との差額の二分の一)(その差額の二分の一が二千元をこえるときは、二千元)を四千元に加算した額)

二 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第二項第二号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)

給与条例第十条第二項第一号に掲げる額

三 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第二項第二号に掲げる額未満である職員(第一号に掲げる職員を除く。)

給与条例第十条第二項第二号に掲げる額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十八号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三千円」を「三千二百円」に改め、同条第二号中「二千九百円」を「三千百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十九号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「二百五十円」を「三百円」に改め、同条第二号中「百七十円」を「二百円」に、「百四十円」を「百六十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年九月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三十号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中
14.8
11.3
7.5
5.5
4.5
3.5
3.2
を
16.2
12.4

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。